

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合が所有する車両の安全な運行ならびに適正な管理について、必要な事項を定め交通事故の撲滅を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次の各号の定めによる。

(1) 公用車とは、鯖江・丹生消防組合が所有し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。

(2) 緊急自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する自動車をいう。

(運転者の心構え)

第3条 職員および団員は、公用車の運行に当たっては、常に人命尊重を旨とし、交通法規ならびにこの規程を遵守して安全運転に努めなければならない。

2 緊急自動車といえども運行に当たっては、消防車両等の優先通行権におごることなく、安全運転に努めなければならない。

第2章 安全運転管理組織

(安全運転管理者等および事務局)

第4条 消防組合に安全運転管理者および副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)をおく。

2 副安全管理者は安全運転管理者を補佐し、安全運転業務運営の円滑を図る。

3 安全運転管理者は消防署長、副安全運転管理者は本部警防課長および署庶務課長をあて、事務局を署庶務課におく。

4 所属公用車に車両責任者をおくものとし、別表のとおり定める。

(安全運転管理者等の選任および解任)

第5条 安全運転管理者等を選任したときは、15日以内に公安委員会に届け出るものとする。これを解任したときも、同様とする。

2 安全運転管理者等が次の各号に該当する場合には、解任するものとする。

(1) 異動や退職、その他の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなつたとき。

(2) 安全運転管理者または副安全運転管理者として、ふさわしくない行為等があつたとき。

(安全運転管理者の任務)

第6条 安全運転管理者は、安全運行や装備係が事務分掌している以外の車両管理等に関する業務を職務とする。

2 安全運転管理者は、車両を運転する職員および団員に対して交通事故防止上必要な指示や指導を行うものとする。

(車両責任者の任務)

第7条 車両責任者は、常に担当車両の管理状況をは握しておかなければならない。

第3章 運転管理等

(安全運転の確保)

第8条 安全運転を確保するために、安全運転管理者は次のような措置をとるものとする。

(1) 無免許運転および無資格運転の禁止

(2) 過労運転等の禁止

(3) 速度違反運転の禁止

(4) その他交通法規に違反する運転の禁止

2 安全運転管理者は、交通法規に違反する運転の強要や助長または容認をしてはならない。

(運転日報等)

第9条 安全運転管理者は、運転日報(消防団にあつては、自主点検簿)を備え付けて車両ごとに走行距離および異状の有無等を記録させ、車両の状況をは握しなければならない。

(始業点検等)

第10条 安全運転管理者は、毎朝引継ぎ点検時に、車両の始業点検を実施させなければならない。

2 安全運転管理者等または当務責任者は、朝礼や引継ぎ点検時に職員の健康状態の観察を行うとともに、気象状況による安全運行上の諸注意を与えること。

(運転教育の実施)

第11条 安全運転管理者は、運転者に対し安全運転に関する指導や教育を行い、運転者の安全意識を高めるよう努めなければならない。

(応急用具の備付け)

第12条 車両には次に掲げる救急用具を備え付け、かつ、運転者がその使用方法を熟知するよう指導しなければならない。

- (1) 赤色旗、発煙筒等の踏切における非常信号用具
(2) 停止表示器材

第4章 車両管理等

(車両の業務外使用の禁止)

第13条 消防組合の所有する車両を、業務以外の目的に使用してはならない。

2 やむを得ず業務以外で使用する場合には、事前に所属長の許可を得るものとする。

(車両の台帳管理のは握)

第14条 安全運転管理者は、装備係を通じて次の状況のは握に努めるものとする。

- (1) 車両整備台帳の管理状況
(2) 車検の有効期間
(3) 自動車保険の付保状況

(鍵の保管)

第15条 車両の鍵の保管は、次により管理するものとする。

- (1) 本部所管車両の鍵は、所属課の責任において、保管するものとする。
(2) 署ならびに分署および分遣所(以下「署所」という。)所管車両の鍵のうち、車庫内に収納されている車両の鍵については、当務責任者において、管理するものとする。
(3) 前号以外の署所の所管の車両の鍵については、それぞれの所属課(署所)の責任において、保管するものとする。
(4) 消防団車庫の車両の鍵については、所属分団長の責任において、保管するものとする。

(平30消本訓令5・一部改正)

第5章 事故処理

(事故発生時の措置)

第16条 安全運転管理者等および当務責任者は、運転者等から交通事故発生の報告を受けた場合、運転者等に適切な処置を取るよう指示しなければならない。

2 前項の報告を受けた安全運転管理者は、消防長に事故の概要を報告するものとする。

(事故の処理)

第17条 安全運転管理者は、事故を起こした運転者に交通事故報告書(様式第1号)を提出させるとともに、本部総務課を通じて保険会社に事故発生状況等の必要な事項を通知するものとする。

(事故損害等の負担)

第18条 消防組合の所有する車両によつて、業務遂行中に生じた事故については、運転者の故意または重大な過失等に基づく場合を除いて、原則として消防組合がその損害を負担するものとする。

2 業務以外で起こした事故で、消防組合が損害を受けた場合は、消防組合は運転者に対して消防組合の受けた損害賠償を請求することができる。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成30年消防本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

別表

(平30消本訓令5・全改)

安全運転管理組織編成表

安全運転管理者等	車両責任者			
<u>安全運転管理者</u> <u>消防署長</u> <u>副安全運転管理者</u> <u>本部警防課長</u> <u>署庶務課長</u>	消防本部	総務課	乗用車	
			ワゴン車	
			広報1	
		予防課	査察2	
		警防課	指揮2	
		情報管制課	広報4	
	消防署	庶務課	広報3	
			広報5	
		防火指導課	広報2	
			防災指導車	
		消防第一課 消防第二課	指揮1	
			鯖江1	
			鯖江2	

			水槽1		
			化学1		
			救急1		
			救急2		
			救助1		
			梯子1		
			鯖江4		
			鯖江6		
		丹生分署	丹生1		
			丹生救急1		
			丹生2		
			丹生化学1		
			丹生3		
			鯖江3		
		北中山分遣所	鯖江5		
			救急3		
			查察1		
		朝日分遣所	朝日1		
			朝日救急1		
			朝日2		
		越前分遣所	越前1		
			越前救急1		
			越前2		

様式第1号

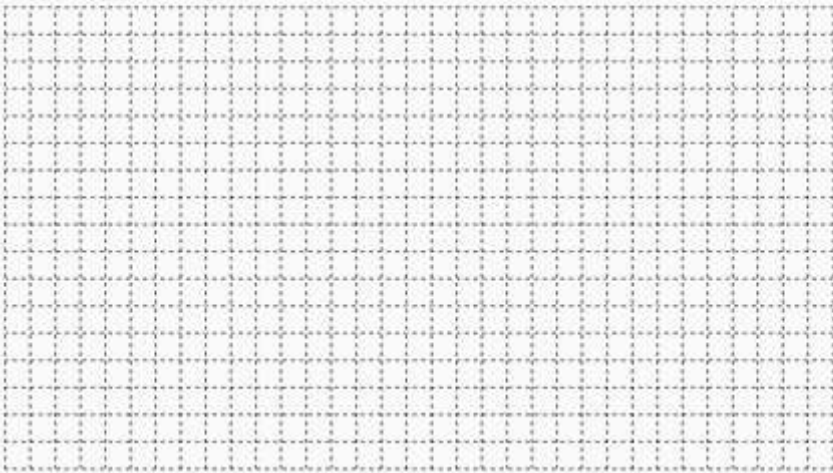
(その1)

交 通 事 故 報 告 書

平成 年 月 日報告

消 防 長	次 長	安全運転 管 理 者	副安全運転 管 理 者	所 属 長	所 属				
					報 告 者	㊟			
発 生 日 時	平成 年 月 日 (曜日) 午前 時 分頃 天候 ()								
発 生 場 所									
事 故 種 別	1 人身 2 物件	a 対歩行者・自転車 b 車両相互(正面衝突・出合頭衝突・側面衝突・追突・接触) c 車両単独(転倒・路外逸脱・駐車車両衝突・その他) d 踏切 e その他 ()							
届 出 警 察 署	TEL 係官				処 罰 金 等				
当 方					相 手 方				
運転者氏名	(歳)				氏 名	(歳)			
住 所	TEL				住 所	TEL			
所 属					勤 務 先	名 称			
運 転 目 的 業務内容					所 在 地	TEL			
同 乗 者					同 乗 者				
車 年 名 式		登 録 番 号			車 年 名 式		登 録 番 号		
免 許 証	番 号				免 許 証	番 号			
	交 付	年 月 日	種 別			交 付	年 月 日	種 別	
修 理 工 場	名 称				修 理 工 場	名 称			
	所 在 地	TEL				所 在 地	TEL		
損 害 程 度	車 両	(万円位)			損 害 程 度	車 両	(万円位)		
	人 身	負 傷 程 度				人 身	負 傷 程 度		
		病 院	TEL				病 院	TEL	
	そ の 他	(万円位)				そ の 他	(万円位)		

(その2)

道路状況	幅員	当方 相手方	m m	路面	コンクリート アスファルト 砂利道 その他()	凹凸あり 凹凸なし	乾燥 積雪	湿潤 氷結	交通量	混雑 普通	多い 閑散
	勾配	平たん・上り坂 ・下り坂		直曲の別	直線・カーブ(右・左)・交差点			見通し	良い・悪い		
事故直前の速度	当方 相手方			km/h(制限速度) km/h(制限速度)	km/h) km/h)		責任度の推定	当方 相手方			
事故の原因および状況(見取図の説明)											
現場見取図(できるだけ詳しく記入のこと)											
当方車											
相手車											
二輪車											
発生前進路											
発生後進路											
信号											
一時停止											
方角											
報告者はこれより下の事項は、記入しないでください。								所見者	㊟		
事故発生に関する所見	原因および責任度										
	運転者状況	事故前の状況									
		運転歴		事故歴							
		その他特記事項									
処置	再発防止策										
	運転者に対する処置										